

K O B E ぐらしのレポート 5月号

息子の名前を名乗る電話

毎週、電話しているので気づきました！



【ぐらのパートナーが体験した事例】

「タカシやけど」と、会社員の息子の名前を名乗り電話がかかってきました。声に違和感があったので、「声、おかしいんと違う」と言うと、驚いたようで電話はガチャンと切れました。

息子は週に1回位、電話をかけてきてくれるので絶対に声はわかります。でも、いつも言う「僕やけど」と言わずに、名前を名乗ったときはドキッとしました。

後で息子に確認すると、やはり本人ではありませんでした。それ以降はかかってきませんが、どうして息子の名前を知っていたのか気持ち悪いです。

<消費生活マスターからのアドバイス>

特殊詐欺は、「僕やけど」と名乗らないパターンがほとんどですが、家族の名前を名乗るケースもあります。

今回の例は、名簿業者から学生名簿などを購入していると思われます。個人情報保護委員会に届け出て、個人情報保護法に基づいて適正な取り扱いをすれば、名簿は販売できます。

たとえ、家族を名乗る電話であっても、

- ①知らない番号からかけてきている
- ②声がおかしい
- ③口調がいつもと違う など

ちょっとでも気になることがあれば、はっきり尋ねてみましょう。

不安なら切ってしまう、自分が知っている家族の番号で電話して確認しましょう。



○神戸市ぐらのパートナーとは？

神戸市ぐらのパートナーは、安全・安心なぐらしを守るため、不審な電話勧誘など地域で生じている様々な消費者問題に対し、お困りの方と消費生活センターとの橋渡しを行います。

○消費生活マスターとは？

消費生活マスターは、多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、神戸市が養成した消費者問題の解決方法の提案ができる人材です。

くらしのパートナーが体験した事例

- ・アポ電詐欺のように、現在家にいくらの現金があるかなど、いろんな手口のトラブルが増えてきています。どうしたら対応できるだろうと、考えてしまいます。
- ・ふれあい給食など、地域のみんなで集まったら「アポ電」の話題を話し合い、気を付けましようとしています。

<消費生活マスターからのアドバイス>

テレビでこのところ「アポ電」という言葉が取り上げられ放送されていますが、『アポ電』とは、どういうことなのでしょう？

「アポ電」とは、「アポイントメント電話」の略称で、犯人グループが、親族や警察官、市役所の職員や金融機関職員などになりすまし、犯行を行う前に家の状況や資産などを把握する目的でかける電話のことです。

高齢者の独居世帯であるかどうかを含めた家族構成、どれくらいの資産があるのかといった資産状況、自宅にどれだけの現金を持っているかなどを聞き出します。

「アポ電」があった後、自宅を訪れた警察官や金融機関職員になりすました人物が、キャッシュカードを交換するなどと言って、すり替えられる被害も出ています。どのような場合でも、**警察官や金融機関職員などが自宅にキャッシュカードを取りに行ったり、暗証番号を聞くことはありません。**



「わたしだけは騙されない」と思っている人も、電話をかけてくる相手はプロです。犯行の手口は日々進歩していて話術も巧みです。**家族と話す、友達と話すなど機会があれば「話題」にし、情報を共有することが大切です。**

アポ電被害は、詐欺から強盗に悪質化しています。留守電機能を利用するなど、知らない相手からの電話には出ないようにしましょう。もし、「アポ電」に出してしまったことに気付いた時は、警察に相談しましょう。警察への相談は、最寄りの警察署にある相談窓口のほか、電話で相談することができます。

- ・おひとりでお住まいですか？
- ・預金額はどれくらいですか？



警察相談専用電話

☎ # 9 1 1 0

くらしのパートナー自身が体験した事例

名前を名乗らずに若い男性から電話があり、「田中さんのお宅ですか？」と言うので、「何の用事ですか？」と聞き返しました。すると「何の用事とは？」と言うので「電話をかけてきた用事は何？」と再度聞き返しました。らちが明かないので「イタズラはやめてください」と言って電話を切りました。変な電話だったので、電話があったことを神戸市消費生活センターに知らせました。



<消費生活マスターからのアドバイス>

勧誘電話などを受けて困っている人は、多いのではないのでしょうか。不審な電話への対処方法としては



1. 留守番電話機能を活用する

重要な用事の場合であれば、留守番電話にメッセージが残されるはずです。

2. いらないときは、はっきりと「いらない」と伝える

「必要ありません」「全く興味ありません」と購入や利用する意思のないことを伝えましょう。「今忙しいので」などという返答は、次の機会があることを期待させてしまいます。この事例のように、すぐに電話を切るのもよい方法です。

3. 消費生活センターに情報提供する

悪質な業者は次々に新たな手口を考え出します。センターに寄せられた情報は、全国で共有され、消費者被害を防止することにつながります。

くらしのパートナーが地域で収集した事例

もう何年もデパートに行っていないのに、「大阪にある百貨店の婦人服売場ですが、クレジットカードで買い物をされましたか？実はあなたのカードが使われています」と電話がありました。



しばらくして、今度は曽根崎警察から犯人が捕まったと電話がありました。怪しいと思ったので、私は近くの消費生活センターに相談するように伝えました。

<消費生活マスターからのアドバイス>

百貨店が直接顧客に対し「店頭であなたのカードが別の人に利用されている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。心配な場合は、自分で電話番号を調べて百貨店に直接確認しましょう。

少しでも怪しいと思ったら、警察や消費生活センター等にご相談しましょう。

◆◆消費生活講座のご案内◆◆

兵庫県内でも被害があとをたたない振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺・・・
悪質商法はあの手この手であなたを狙っています。

今回は、そんな悪質商法による被害を未然に防ぐため、落語家の立川 平林 氏をお迎えし、
騙されないための方法や注意点を、落語で想像しながら楽しく学びましょう！

●日 時：2019年5月30日（木曜）14：00～15：30

●場 所：神戸市立婦人会館 5階「さくら」

●講 師：落語家 立川 平林 氏

●申込先：神戸市イベント案内・申込センター
(☎078-333-3372)

●締 切：2019年5月20日（月曜）

※詳しくは、ホームページ、Facebookをご覧ください。



神戸市消費生活講座

検索

悪質商法の被害や契約トラブルなど、消費生活に関する相談はこちらへ

◆神戸市消費生活センター◆

※平成31年4月から相談時間が変更になりました

《 電話相談（相談専用電話） 》

☎ 188
(消費者ホットライン)

●月曜日～金曜日 9：00～17：00

(平日は078-371-1221でもつながります)

●土日祝日 10：00～16：00

(独立行政法人国民生活センターへ（東京）へつながります)



《 来訪相談 》

神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9：00～16：30

《 電子メール相談 》

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/lifestyle/seikatujouohu/denshisoudan/index.html>

ホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。継続相談は電話または来所をお願いします。

《 Facebook 》

消費生活センターの取り組み、イベント、講座情報などを発信していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.facebook.com/kobeshiminseikatsu>

リサイクル適性(A)

平成31年4月発行

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

K O B E からのレポート5月号 神戸市広報印刷物登録 平成31年度第66号 (B-1類)